

FAQ（よくある質問）

Q1_2027年3月31日までの間に使用を中止することは可能か。

→A1 今回の募集については、使用者の都合による使用の中止は認めません。

Q2_使用料の支払は一括か。またいつまでに支払うのか。

→A2 月毎の納付書をまとめてお渡ししますので、各月の前の月末までに金融機関にてお支払いください。一括での納付も可能です。

なお、納付済みの使用料については、返還はできません。

Q3_第三者に工房を使用させることは可能か。

→A3 市から許可を受けて得た工房使用の権利を第三者に譲渡することはできません。

また、市から許可を受けた者を含む複数人で工房を利用する場合には、施設利用者等の安全確保のため、必ず事前に使用者情報の届出を行ってください。

Q4_大型作品の製作期間中のみ等の一時的な使用はできないか。

→A4 今回の募集対象としない部屋及び今回の募集の結果生じた空き部屋について2027年3月31日まで時間単位での貸出を行う予定です。

なお、別府市内には、民間の貸しアトリエも多数ありますのでそのご利用についてもご検討ください。

Q5_竹工芸訓練センターの訓練生も申込みが可能か。

→A5 今回募集では、使用期間中に事業を行う者が対象であるため、お申込みいただけません。2027年4月1日からの定期使用に応募してください。

Q6_2027年4月からの工房使用の募集はいつ頃か。

→A6 以下のとおりを予定しています。

2027年1月上旬～1月中旬 申込受付

1月下旬 選考・決定

なお、募集スケジュールについては決定後、改めて市ホームページに掲載します。

Q7_継続して最大何年間の使用が可能か。

→A7 現時点では決まりを設けていませんが、今後、使用希望者の状況等により5年程度の上限を設ける可能性があります。なお、複数年度にわたり使用する際は、1年毎に使用許可の更新を行っていただきます。